

貴社の**新商品**を盛岡地区で**試験販売**し
手応えを確かめてみませんか？

チャレンジ・ショップ 出店者募集のお知らせ

【主催】(財)いわて産業振興センター

○期間：平成**22**年6月～平成**23**年2月末

○場所：**イオン盛岡南ショッピングセンター**
「いわて活菜横丁・結いの市」内
チャレンジ・スペース



消費者ニーズや
商品評価の把握に
ご活用ください！



○事業対象者

- ・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者
- ・岩手県内において創業しようとする個人及びグループ
- ・農林水産物及びその加工品の生産者等
- ・その他、(財)いわて産業振興センターが適当と認める者

○使用可能面積及び1事業者当りの出店限度日数

- ・5m×3.2m、最長7日間までで調整します。

○詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.joho-iwate.or.jp/challengeshop/>

お 問 い 合 せ 先

- 空き日程の確認：
社団法人遠野ふるさと公社 (チャレンジ・スペース管理者)
電話：019-631-3137 (担当：佐藤)
- チャレンジ・ショップ申込：
(財)いわて産業振興センター 特命担当グループ
電話：019-631-3820 (担当：石村)

設備貸与制度 のご案内

明日のために
いま
始めよう！

中小企業の方が導入する機械設備を、当センターが購入し、
長期・低利で割賦販売する制度です。

割 賦

- 貸付額 100～10,000万円
- 貸付期間 最長10年返済
- 利率 年利2.3% (固定)
- 担保 無担保・保証協会の保証不要

リ ース

- 設備額 100～6,000万円
- リース期間 5年又は7年
- リース料(月額) 5年リース 設備額の1.860%
7年リース 設備額の1.382%

- ▶ 機械設備、運搬用車両、建設機械
などの購入を検討されている方！
- ▶ 電話をいただければ、返済額を
試算した資料をお送りいたします！
- ▶ 借入利息、割賦販売額、リース料の
比較検討をお願いします！

お問い合わせ先

(財)いわて産業振興センター 総務・金融グループ
TEL.019-631-3821

下請法を学ぼう！ 第1回



下請法 (正式名称：下請代金支払遅延等防止法) は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を目的として昭和31年に制定された法律です。企業のコンプライアンス(法令遵守)が求められている現在、下請法を理解しておくことは企業にとって大変有益なことです。本欄では、下請法について今後数回に分けて解説します。今回は第1回目として、「下請法の対象となる取引」についてです。

下請法では、適用の対象となる取引の範囲を取引の内容と取引当事者間の資本金の区分の両面で定めています。

下請法の適用対象となる取引の内容は、①製造委託 (プライベート・ブランド商品の製造・加工委託、自動車部品の製造・加工委託、受注生産品に用いる部品、金型等の製造委託、等)、②修理委託 (請け負った自動車修理業務の委託、(自社で修理業務を行っている場合に) 自社で使用する物品の修理業務の一部の委託、等)、③情報成果物の作成委託 (ソフトウェアの開発委託、商品(衣料品)のデザインの作成委託、クライアント

平成22年度

「いわて起業家大学」開催のご案内

起業を目指す方、企業内で新事業・新分野に取り組む方等を対象に、「事業成功の条件」や「事業計画書の作成」、「プレゼン技術」等について指導します。

- **主任講師**：(株) アントレプレナーセンター
代表 福島正伸氏
- **参加対象**：起業を目指す人、起業後間もない人、事業後継者、企業内で新事業・新分野を目指す人
- **日程**：8月7日～1月8日の間の8日間
18:00～20:00の夜間研修主体
- **会場**：盛岡市・マリオス、アイーナ、
二戸市・二戸地域振興センター
- **定員**：本講座40名、初回講座（公開）80名、
7講・ビジネスプラン発表会（公開）100名
- **参加料**：10,000円 ※公開講座は無料

詳細は下記までお問い合わせ下さい

人材・技術開発支援グループ

電話：019-631-3825

E-mail：mono-aca@joho-iwate.or.jp

皆様のご参加、
お待ちしております！



第14回

機械要素技術展共同出展報告

平成22年6月23～25日の3日間東京都のビッグサイトで開催された機械要素と機械材料・加工技術などの主要企業が一堂に集結する、第14回「機械要素技術展」へ岩手の企業の共同出展小間として10小間を確保し、新規出展の(株)エイワ様、(株)釜石電機製作所様、和田工業(株)様を含め9社様及び沿岸広域振興局様が出展しました。

この展示会は日本最大級の集客力を誇り、製造業の設計技術者、研究開発者、生産技術者、購買・資材担当者など多数の来場者があり、今回は3日間で延べ84,353人（23日25,251人、24日28,327人、25日30,775人）の来場者を数え、会場のいたるところで名刺交換や具体的な商談が行われていました。



岩手の共同出展ブース

岩手県からは9社様の参加を得て、自社製品・技術等工夫を凝らして展示しており、具体的な商談を行う場面が多く見られ、出展者の皆様は手応えを感じているようでした。

展示会終了後の成約を期待しております。

■ 出展企業一覧（五十音順）

1	(株) エイワ様
2	(株) 釜石電機製作所様
3	(株) 小林精機様
4	(有) ジーエフトップ様
5	(有) 青匠回路設計様
6	(株) 千田精密工業様
7	盛岡セイコー工業(株)様
8	和田工業(株)様
9	和同産業(株)様
10	沿岸広域振興局様

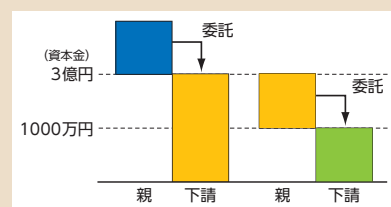
から受注したCMの制作委託、等)、④役務提供委託（請け負った貨物運送業務の一部経路の運送委託、請け負ったメンテナンス業務の一部であるビルの清掃委託、等）の4つに大別されます。

この中でも①製造委託、③情報成果物作成委託については、事業者が製造、作成に関して仕様等を指定して他の事業者へ委託する場合に対象となり、標準品、汎用品の取引は①製造委託、③情報成果物作成委託に該当しませんが、事業者が一部でも自社向けの仕様を指定したり、マークやラベルを付けて納入させる場合や自社のプライベート・ブランド商品の製造を他の事業者へ委託する場合は①製造委託、③情報成果物作成委託に該当します。④役務提供委託については、他の事業者から請け負った役務を再委託する場合に対象となり、自社が自ら利用する役務の委託は対象となりません。また、建設業を営む者が請け負う建設工事は、建設業法が適用されることから下請法の対象外となります。

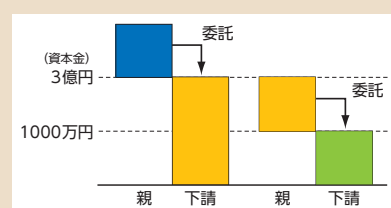
取引当事者間の資本金の区分では、A資本金が3億円を超える事業者が、資本金3億円以下の事業者に対し、B資本金が5千万円を超える事業者が、資本金5千万円以下の事業者に対し、C資本金が1千万円を超える事業者が、資本金1千万円以下の事業者に対し、委託をする場合に下請法の対象となり、詳細は下図のとおりです。（例外 資本金が3億円を超える事業

者が、資本金が3億円以下の事業者へ委託をする場合は対象となりますが、資本金が3億円を超える事業者へ委託する場合は対象とはなりません。）

取引の内容と取引当事者間の資本金の区分の両方に該当する取引において、委託する事業者を「親事業者」と、委託を受ける事業者を「下請事業者」といいます。



- ①製造委託、②修理委託、③情報成果物委託（プログラム作成に係るもの）、④役務提供委託（運送、倉庫保管及び情報処理に係るもの）



- ③情報成果物委託（プログラム作成に係るものを除く）、④役務提供委託（運送、倉庫保管及び情報処理に係るものを除く）

お問い合わせは…

公正取引委員会事務総局東北事務所 下請課

仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL.022-225-8420（直）FAX.022-261-3548